

褒められた人々

入場無料

江戸時代阿波の褒状



●『阿淡孝子傳後編』より

期間◆場所

平成15年 **10月28日** (火) ▶ 平成16年 **2月1日** (日)

徳島県立文書館 展示室

歴史講演会

演題 「褒められた人々 — 近世阿波の領主と農民 —」

講師 鳴門教育大学 高橋 啓 教授

期日 平成15年11月16日(日) 午後2時～4時

会場 徳島県立二十一世紀館 イベントホール [入場無料]

展示解説

文書館職員による解説

期日 平成16年 1月18日(日) 午後1時半～3時

会場 徳島県立文書館 講座室・展示室



文化の森総合公園 徳島県立文書館
Tokushima Prefectural Archives

<http://www.archiv.comet.go.jp>

阿波の七感状

「感状」は、合戦に参加した将士の戦功を賞して発給される文書で、鎌倉時代の末から江戸時代始めにかけて長く作成された文書の様式である。武士の誇りとなる、戦場での戦功証明書であり、最高の名誉の印であることから、武士の家では大切に保管されていた。

徳島藩の正史である『阿淡年表秘録』に

よれば、慶長十九年（一六一四）十二月二四日付けの感状を東照宮（徳川家康）から七通、翌二十年正月十一日付けの感状を徳川秀忠から七通、受け取ったことが書かれている。徳川幕府の正史である『徳川実記』には大坂冬の陣の様子がくわしく書かれているが、緒戦の穢多崎での戦い、大坂仙波への侵攻、博労ヶ渕での戦い、仙波において塙団右衛門の蜂須賀陣への夜討ちへの応戦などでの蜂須賀家とその一統の活躍が記されており、家康・秀忠による感状付与の様子もある。

森甚大夫（氏純）の七名であり、この時受け取った感状は「阿波の七感状」とも呼ばれている。この感状は、徳川家康と蜂須賀家の強い由緒の証明書として重要視された。藩主参勤交代の折りにはその行列に含まれ、「御感状印の大神槍」が二本建てられ、その後ろに「御感状入長持」が続いたとされている。蜂須賀家文書の「寛保三年宗鎮様御代御道中御行列書」や、「宝暦十一年重喜様御参観御道中御規式下書」の中にも「御感状入長持」「御感状」が諸道具のひとつとして行列の中に見ることができ

る。これらの感状の内、大正三年発刊の『阿波藩民政資料』には、森甚大夫宛の「感状」が写真入りで紹介されている。しかし、その多くは失われていると思われる、全体像を知ることが難しい。

このように蜂須賀家が作成した感状の写しは、料紙等にまで気を遣って精巧に作ったものであり、家康・秀忠の感状を蜂須賀家全体で重要視し、大切に扱っていたことが伺われる。

今度お捕り成
仙波表夜襲
討首
御感状
也

● 稲田九郎兵衛(感状) 写 蜂須賀家文書

今度お捕り成
仙波表夜襲
討首
御感状
也

● 稲田九郎兵衛(感状) 写 蜂須賀家文書

当文書館に寄託されている蜂須賀家文書の中には、蜂須賀家が江戸時代前期に作らせたと思われる七感状の写しが残されている。稲田修理亮宛の感状を見ると、家康からの感状は、檀紙の全紙を使っており、全紙を半分に折った「折り紙」の形式で大変立派な物である。対して秀忠からの感状は、鳥の子紙の半切を使った「切り紙」の形式で、様式や料紙によって家康の感状との違いを強調しているように見える。また、山田織部佐宛の感状写しを見ると、家康からの感状は折り紙で作成されており紙の端には「御感状之写御本紙檀紙」とあり、元は檀紙を使い稲田修理亮に下されたものと余り変わらないことがわかる。また、秀忠からの感状は切り紙で作成されており紙

感状下賜者	理由	家康拝領品	秀忠拝領品
稲田修理亮	仙波表夜襲対応。手傷を負う	刀（元重）	刀（長光）
稲田九郎兵衛	仙波表夜襲対応。捕首	刀（兼光）	刀（延寿）
山田織部佐	穢多崎の戦い奮戦	—	—
樋口内蔵助	穢多崎の戦い奮戦	—	—
岩田七左衛門	仙波表夜襲対応。槍で奮戦	陣羽織	陣羽織
森甚五兵衛	穢多崎、博労ヶ渕の戦い奮戦	陣羽織	陣羽織
森甚大夫	博労ヶ渕の戦い奮戦	呉服一重	呉服一重

じゅめつわし

県立文書館には、さまざまな古文書が残されています。なかでも江戸時代の古文書で多く見られる史料のひとつに褒状があげられます。これらの褒状は時代的背景の中で家の誉れとして大切に伝存されていました。今回の企画展は、こうした褒状すなわち「褒める」という行為に焦点をあて取り上げることになりました。主なものとしては、徳川家康・秀忠から蜂須賀家の家臣たちに出されたいわゆる「阿波の七感状」や、孝行・忠臣として褒賞を受けた人々の記録を集めた『阿淡孝子伝』、県内各地の家々に大切に保存されていた褒状などです。

鎌倉時代から近世初期まで武家社会での多様な奮戦の場面で盛んに作られた褒状に「感状」というものがあります。感状の多くは文中に「感思召候」という文言が見られ、戦功を賞して主君が臣下に出した文書であります。徳島藩で感状と言えば「阿波の七感状」と呼ばれるものがあります。大坂冬の陣の功績により、蜂須賀家の家臣七名に、徳川家康及び秀忠から感状が出されました。これが、いわゆる「七感状」です。それ以後、この感状は徳川家と蜂須賀家を結ぶ証として大切に保管され、重要な存在であったことは言うまでもありません。そのことは参勤交代の際には、その関係を誇示するものとして、行列の先頭に「御感状入りの長持」を位置づけたことからわかります。また、展示してある「七感状」は写しですが、包み紙や料紙などにきめ細かな配慮がされていることも、そのことを物語っています。なお、現在、原史料の所在が不明ということからも、なおさら写しと云えども大きな価値があります。

江戸時代も中期になると、従来の「弓馬の道」にかわり、忠孝や礼儀が優先する文治政治が開花しました。それは儒教に裏づけられ、幕府・諸藩でも、忠孝を重んじる人民教化策を積極的に推進したので、多くの村々に褒状が残されました。孝行や善行の考え方は、庶民層にも受け入れられ、徳島藩も積極的に忠孝の調査を行い、儒学的な教養書としての側面を持ちながらも、老若男女が読めるよう平易にまとめて編集したものが『阿淡孝子伝』として伝わっています。その中には親孝行、難破船救助、飢饉等における困窮者救済、火災時の的確な行動、高齢者介護など百五十人余の孝子の事例があげられています。そして孝子を褒めるに当たって藩は、庶民間の評判（世論）に十分留意しながら褒賞に結びつけた様子がうかがえます。すなわち、「何のために褒めるのか」「褒められる人・褒める人の関係は」という視点も重要視しています。その他の展示としては、収蔵している近世文書からも治水・新田開発に寄与した褒状などをわかりやすく解説し紹介しています。

このように「褒める」という行為は古今東西さまざまな形態で行われ、ときには、それが歴史を動かしたこともあったと思われますが、展示した「褒める」という行為をとおして江戸時代の人々の生活、思考に触れるとともに、その不易流行についても考えてみていただければ幸いです。

最後になりましたが、今回の展示にあたり、資料を寄託していただいている方々をはじめ、多方面にわたり数々のご協力をいただきました皆様方には心よりお礼申し上げます。

平成十五年十月二十八日

徳島県立文書館 館長

小笠 泰史

また、六兵衛が船に乗り、兵衛の津に上る。其船は、兵衛の津に上る。兵衛もへらく此所にかかる魚のあるべき海にもあらず、もしや他国にて銛負る鯨のたふれて流れ来るにや、是を空しく見過すに忍びずとて、小舟数艘をかり洲本へ漕帰り此事を官所へ告げられ、其鯨を六兵衛に給はるよしを仰ことありぬ、六兵衛おもひもよらすかかる命を蒙りけるハ、有がたきためしなりとて、国恩を仰き彼鯨を商人に売て多くのあたひを得、始雇ひたるものへわかし与へて賑しける、其後由良浦の漁夫来りて六兵衛にいへらく我等既に魚の腹に葬られんとせしを、其元の仁志によりて幸ひに其災ひを免れたり、誠に限りなき恩なりと酒脯などおくりて懇に謝しぬ、六兵衛里人を招き是をもてなして賑ひたる、其折から富にあたりたるとて賞物をおくり来りぬ、是ハ物部村山崎多門天に例年富をいとなみたるか、六兵衛其富札を買たるに、ふしぎに突あたれると也、人々騒ぎ、取はやして曰、六兵衛か潮る者を助けしが、鯨の価ひをうるのみならず富にまであたりて、其賞錢を得俄に家豊かなるこそ正しく神仏の加護にやあらんととりはやして賑ふ、おもふに六兵衛ぞんじよらぬ利をうけゑたるハ、偶然のさいわひなれども、平日のおこなひ無情ならハ、誰か斯もてはやすへきや、是唯一時の善行ならざる事を知るべし

解説

○馬場町六兵衛

淡路国洲本馬場町の六兵衛は船を一艘持ち、淡路と和歌山などを結ぶ廻船業を生業としていた。宝暦十年（一七六〇）辰十二月、商売のため和歌山へ赴く途中、紀州沖で難破船に遭遇した。そのとき六兵衛は、自らの利益を犠牲にして、三人の漁師を助け、津名郡由良浦まで送り届けた。本人は、その年内の仕事をあきらめ洲本に帰っていった。こうした善行は、ちまたの人々の間で評判になった。また、翌年正月に、六兵衛が兵庫の湊から帰る途中、手負いの鯨を一頭発見した。六兵衛は見過すには忍びないと思い、小舟を数艘雇って洲本まで連れ帰り、役所へ報告したところ、思いもかけずその鯨一頭を給わった。鯨を売却し、その利益で雇い人たちにご馳走した。先年暮れに助けた由良浦の漁師がお礼の品を持って訪れたときには、ご近所を招いて振る舞いをした。そうした善行を重ねる内に、六兵衛は物部村の山崎多門天の富くじにあたり、賞錢を得た。こうした日頃の正直な善行により、神仏のご加護を蒙ることになったのである。



『阿淡孝子伝』後編6冊
馬場町六兵衛

子二百兩にかりきり、あたりに其の便に依りて、大坂の香具屋より、其代取集めに來れるものあり、かゝる危難を見て其場へ走せ来りぬ、彼ものへ店の薬種代三百兩計り借り有ける故に取敢す彼懐なる金子を手渡ししけり、其内にはや火勢つゝのりて、既に内町大火となりぬ、然るに鎮火して後孫兵衛所持の筆筒何人のはからひけん持出してあり、孫兵衛を見て不審はれず、主人の家什をさへ出し出さるるに已がもの出であるハ是道にあらずと思ひけん、其筆筒錠をも明ずなかに物入しまゝ、銀子三百目余に売けり、孫兵衛が傍輩五人のもの衣類ごとく焼失して着の俣なるをいたくあはれみて、彼筆筒の料二百目ばかりを右の五人にわかちつかハし、残の銀子をハ薬店の用に償ひけるといふ、文化三年寅四月十八日、孫兵衛が誠実を賞して国貨百五十目を給ふ、然るに、梁が忠状其町より訴へ出るにもあらざるに、公にははや聞しめして褒美せらるゝ事、まことに上ハ鏡なりと人ミないへり

解説

○小西岩蔵召仕孫兵衛

西横町小西岩蔵の手代である孫兵衛は、とても篤実な人で、店を任せられ、昼夜の忠勤に励んでいた。享和元年（一八〇一）酉二月十四日、隣家で火災が発生した。孫兵衛は、まず家族使用人を避難させ、一人で火を防ごうとしたが、なかなかうまくいかなかった。その火事の最中、大坂の香具屋が薬種代三百兩を取りに来たので、主人の調度品を火事から守ろうとした時に見つけた金二百兩を取り敢えず手渡した。苦勞のかいなくこの火事は内町中を焼く大火となった。その後、火事ののち孫兵衛所持の筆筒だけが誰かの計らいで焼失を免れた。孫兵衛は、中も見ずに筆筒を三百目で売り払い、火事で着のままとなった傍輩五人に二百目を与え、残りは薬店の薬種代支払いに宛ててしまった。文化三年（一八〇六）寅四月十八日、孫兵衛のこうした誠実な行いに対して、お上から銀札百五十目が出された。孫兵衛の行いを町の役人からの報告がある前に、お上はご存じであった。世の人は、お上が民の行いを何でもご存じであると感心しあったのである。



『阿淡孝子伝』後編7冊
小西岩蔵召仕孫兵衛

「阿淡孝子伝」の成立

江戸幕府は、儒学を重んずる寛政の改革の一環として、寛政元年（一七八九）「孝行・奇特なる者」の調査を全国的に行い始めた。「御触書天保集成」には、同年三月、町奉行所で判明している「孝行・奇特なる者」を勘定奉行に報告する旨の法令が記載されている。その後この調査は全国に及び、寛政一二年（一八〇〇）『孝義録』五〇巻が刊行された。『孝義録』は幕領・私領を問わず国ごとに編集され、善行者の一覧および一部の人の伝記が記された刊本である。その後、こうした善行者の略伝集は全国で刊行されるようになり、広島藩で頼春水『芸備孝義伝』三十五冊、熊本藩で中村正尊『肥後孝子伝』六冊、福岡藩の竹田貞直『筑前孝子良民伝』五冊、岡山藩の湯浅明善『備前孝子伝』十冊などがある。徳島藩では『阿淡孝子伝』十冊が刊行された。

『阿淡孝子伝』を書いた福田峨山（一七五八〜一八四三）は、徳島の富田町鷹匠に住み、名を愛信、通称林右衛門といい、藩

の定普請役を勤めていた藩士（三人扶持七石）であった。福田自身も母への孝養を尽くしたことを評価されて、天保四年（一八三三）に小奉行格に昇進し、藩から誉められた人物であった。

現在に残る『阿淡孝子伝』の凡例によれば、「孝子」については、万治以前については調査されておらず、寛文から明和の頃までに、日頃の行いのとくに良い二十四人が褒賞を得て、多くの人に名声が知れ渡っていたが、この時には誉められなかった人も大勢いたという。

福田はたくさん無名の「孝子」がいることを残念に思い、徳島藩の民衆の中から、孝子・忠臣・義子・貞女に該当する者を選び、まず文化八年（一八一二）に『阿淡孝子伝』七冊として完成させた。その後、文政二年（一八一九）に文化八年の段階での故人を前編三冊（五四人所収）に再編集した。この本が藩主蜂須賀斉昌の激賞を受け、藩費を以て出版された。さらに、文化八年

時の生存者に、漏れていた人々をも加えて弘化元年（一八四四）に後編七冊（百有余人）として完成した。

その後、天保年間に入った頃、福田は、養子の真生と立石信義に、以前に編集した後編を出版したいと頼んだ。ところが、天保十四年（一八四三）九月に、福田自身が亡くなり、安政七年（一八六〇）春には真生も亡くなった。立石は、こうした福田による後編出版の遺志を実現すべく、徳島にあった心学講舎である性善舎の正木弘積をはじめ、同志の人々と相談してついに出版のことに決めた。後編の挿絵は位田渭川の筆であった。それを渭川の後継者が元の図のとおりに写し、さらに新しい図が書き加えられた。この時藩主斉裕は、桜の版木を立石の希望のままに下されたといい、文久二年（一八六二）に前編の再版と共にようやく後編の出版が完成したと考えられる。

また、凡例では、「この本にはひらがなに挿絵が添えられているが、それは、幼童少女を始め老若男女が広く読めるように配慮したからである。この書を読んだ人々が、自分の過去を反省し、自分にもできると奮起して、良民として育ってくれることを願っている」と書き、この本の儒学的な教

育・教養書としての側面を強調している。さらに、「この本の中で、挿絵の有る無しは優劣ではないこと。また、『孝子』に対して褒めたのは、藩主及び藩だけではなく郡代等の役人や給人などが褒めた者も含めた」と福田自らが断り、褒められた人や褒めた人に優劣のないことを説いて、善行に上下がないことを述べている。



『阿淡孝子伝』前編 徳島県立図書館蔵

解 読

阿淡孝子伝後編六

○馬場町六兵衛

須本馬場町に六兵衛といふ人船一艘を持て、常に穀物或は種々の品を積て近国に運漕するをすぎわいとせり、宝暦十年辰十二月、衆商共の仕入の為に六兵衛紀州和歌山へ趣きたるが紀の路沖にて、三人乗たる船風波の難にあいて既に海に沈んとす、六兵衛見るより漕卒等と共に波を凌ぎて、其三人を助けしが津名郡由良浦の漁父なる由を聞て直に其家に送りかへしぬ、其日も暮がてになりぬれど、波風やまされば、船をとめて日和を見合せたるうち年もはや暮にせまり、ふたたび若山におもむく事を得ず須本に漕帰りぬ、六兵衛己が生業の利を失ふをいとはず人を助けし事をよろこびされども、商人誂の品調へ得ざるを気の毒におもひ、しか

解 読

阿淡孝子伝後編巻之七

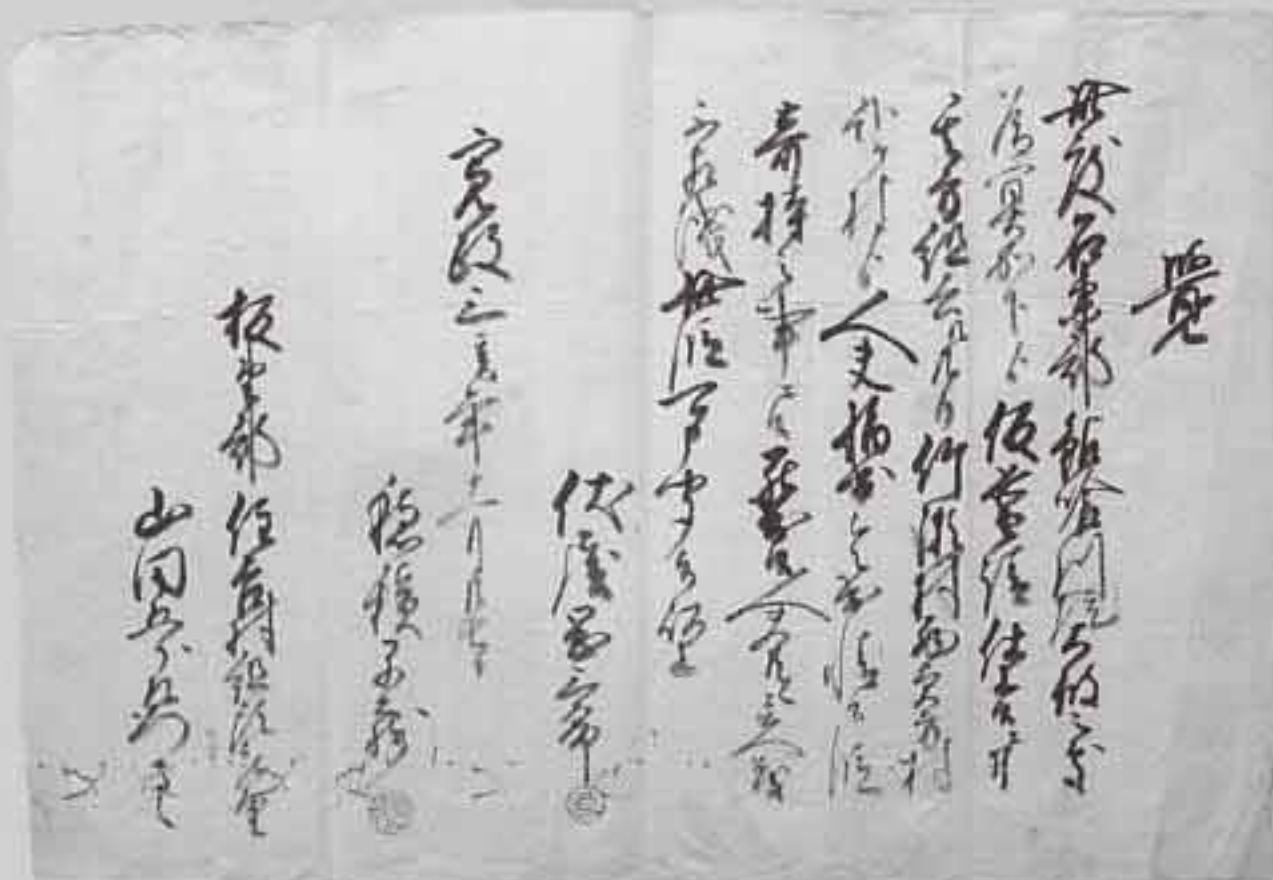
阿波国徳島忠臣義子貞女之部

○小西岩蔵召仕孫兵衛

孫兵衛ハ西横町小西岩蔵か手代なり、性極めて篤実なるものゆへに店のことを構ハせけるが、主家の為のミおもひて、昼夜の忠勤尤厚し、享和元年酉二月十四日隣家より火災起りぬ、召仕ひものも多有けれど、或ハ宿へ行、或ハ他行し、居合されハ、孫兵衛一身の働き大かたならず、まづ、家族の過なからん事を慮りて頓に立去らせけり、一人の丁稚あり、新参なるものにてうろたへ居けり、素より地理さへ不案内なれハ、家に飼たる猫を抱かせて危からぬ方をおしえて遁させ孫兵衛ひとり火を防ぐといへども、力に及ばされハ、主人の調度取出しける内、金

江戸時代の褒状

木内家 寛政三年褒状



●「寛」木内家文書

解説

『徳島県史料年表』には、寛政三年の秋洪水が起り、鮎喰川沿岸の入田村付近で堤が破堤したとの記述が見える。この危難に対して、吉野川の対岸である竹瀬村・西貞方村の百姓が堤仮普請の人夫として、無償で出たことに対して中北郡奉行であった伏屋岡三郎・穂積早蔵の二人から、住吉村組の組頭庄屋山田五郎左衛門に渡された文書である。その後山田五郎右衛門から当事者である竹瀬村庄屋の木内家へ渡され残された文書と思われる。

解説

此度、名東郡鮎喰川堤大破之處、為冥加下より仮普請仕上候二付其方組去ル廿日竹瀬村・西貞方村式ケ村より人夫指出令出情候段奇特之事二候、罷出候人夫共へ忝人も不相洩此段可申聞候、以上

寛政三亥年十一月廿七日
伏屋岡三郎
穂積早蔵

板野郡住吉村組頭庄屋
山田五郎左衛門方へ
(キノウ二一七)

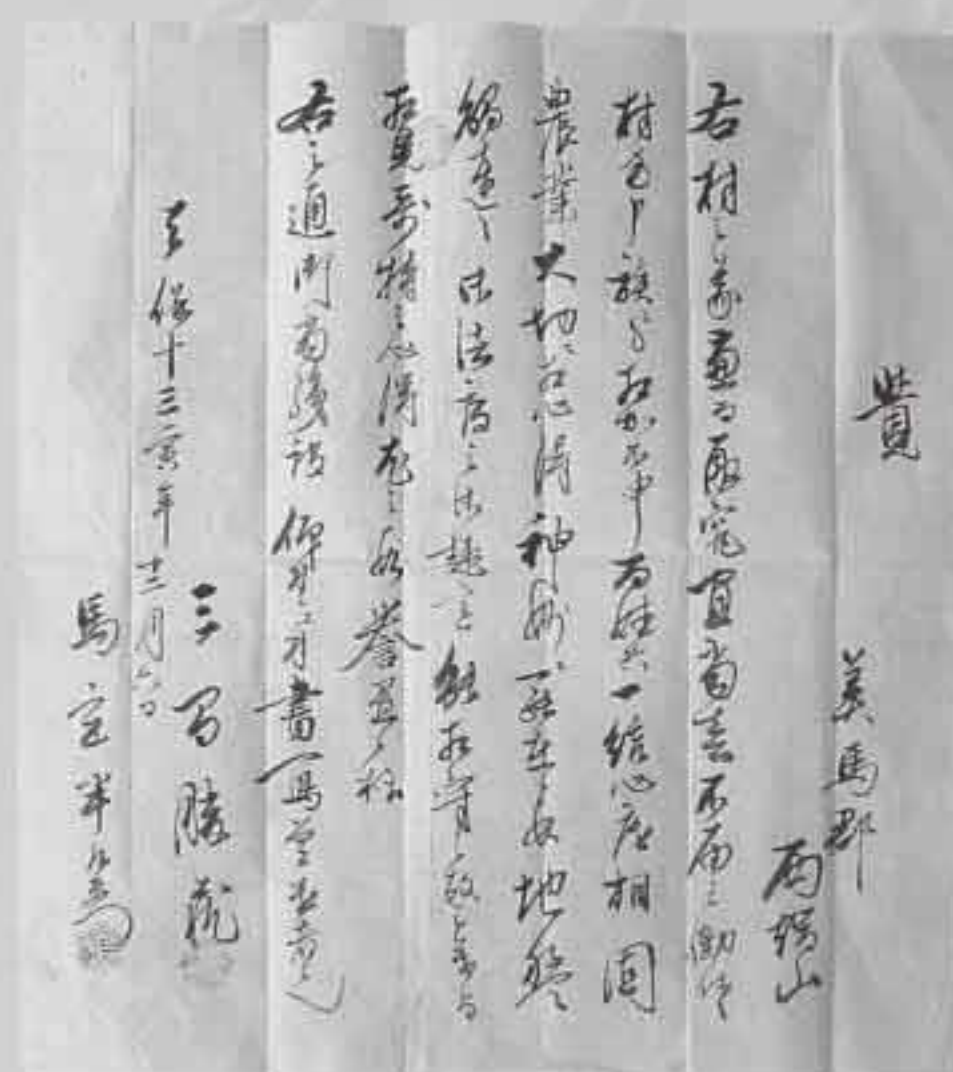
意訳

今度、名東郡鮎喰川の堤が大破したので、藩へのご奉公として下より堤の仮普請のため住吉村組より去る二十日竹瀬村・西貞方村二ヶ村より人夫を差し出し、工事に励んだのは奇特なことである。仕事に出てきた人夫ども一人一人へこのことを申し伝えなさい。

寛政三亥年十一月廿七日
伏屋岡三郎
(二七九一) 穂積早蔵

板野郡住吉村組頭庄屋
山田五郎左衛門方へ
(キノウ二一七)

賞



●「寛」谷家文書

解説

天保十二年十二月から翌十三年二月にかけて三好・美馬・阿波・麻植の吉野川中上流域四郡で起こった大一揆は「上郡一揆」と呼ばれている。この一揆では、西端山村近村の太田村や半田口山・半田奥山などが一揆の渦に巻き込まれている。西端山村が、この一揆に関わらなかったことを奇特として褒状が出された。御当職が美馬三好郡代である三間勝蔵・馬宮半左衛門に伝えた言葉を、郡代の二人が書き写して西端山村へ与え、庄屋である谷家に残っていた。

天保十三寅年十二月六日
馬宮半左衛門
(タニケ五一)

天保十三寅年十二月六日
(一八四二)
馬宮半左衛門
(タニケ五一)

展 示 品 目 録

No.	標 題	年 代	備 考
阿波の七感状			
1	稲田九郎兵衛（感状）写	慶長19年（1614）	ハチス00010
2	稲田九郎兵衛（感状）写	慶長20年（1615）	ハチス00011
3	稲田修理亮（感状）写	慶長19年（1614）	ハチス00012
4	稲田修理亮（感状）写	慶長20年（1615）	ハチス00013
5	岩田七左衛門（感状）写	慶長19年（1614）	ハチス00014
6	岩田七左衛門（感状）写	慶長20年（1615）	ハチス00015
7	山田織部佐（感状）写	慶長19年（1614）	ハチス00022
8	山田織部佐（感状）写	慶長20年（1615）	ハチス00023
9	蜂須賀蓬庵（御内書）写	慶長19年（1614）	ハチス00024
阿淡孝子伝			
10	孝子録（マイクロフィルム紙焼き）	（近世）	蜂須賀家文書
11	阿淡孝子伝上	文久2年（1861）	県立図書館
12	阿淡孝子伝中	文久2年（1861）	ニシノ03862
13	阿淡孝子伝下	文久2年（1861）	県立図書館
14	阿淡孝子伝後編1～7	文久2年（1861）	ニシノ03527
中世の感状			
15	足利尊氏？（感状）写	観応3年（1352）	イクチ00138
16	足利尊氏？（感状）写	文和2年（1353）	イクチ00139
17	赤松政村（感状）	天文7年（1538）	イクチ00134
18	細川勝元（感状）	（室町期）	イクチ00066
近世の褒状			
19	覚（西端山村取究宜しきに付褒状）	天保13年（1842）	タニケ00051
20	覚（山城谷百姓越境騒動解決等に付褒状）	天保15年（1844）	タニケ00049
21	覚（土州流木の件解決に付褒状）	天保11年（1840）	タニケ00047
近世の褒状2			
22	覚（鮎喰川堤仮普請人夫の件褒状）	寛政3年（1791）	キノウ01117
23	覚（新田開発に付名字帯刀御免の件）	天明6年（1786）	クリモ00137
24	覚（寺島屋敷普請手伝の件褒状）	（近世）	オオク00571
25	覚（那賀郡芳崎村年貢上納の件褒詞）	明治4年（1871）	ニコウ00199
蜂須賀茂韶の褒め状			
26	蜂須賀茂韶（勲記授侯爵）	明治17年（1884）	ハチス00128
27	蜂須賀茂韶（徳島中学校等敷地代寄付褒状）	明治21年（1888）	ハチス00261
28	蜂須賀茂韶（徳島市公園地費寄付褒状）	明治39年（1906）	ハチス00277
29	蜂須賀茂韶（スペイン国勲章佩用免許状）	明治17年（1884）	ハチス00243
30	蜂須賀茂韶（スペイン国勲記）	（明治期）	蜂須賀家文書

*資料保存のため展示品の一部を変えることがあります。



■蜂須賀茂韶（スペイン国勲記）蜂須賀家文書

褒められた人々

—江戸時代阿波の褒状—

平成十五年十月二十八日 発行

編集・発行 徳島県立文書館

〒770-1807 徳島市八万町向寺山
電話 〇八八（六六八）三七〇〇

印刷 原田印刷出版株式会社

〒770-0903 徳島市西大工町四ノ五
電話 〇八八（六二二）二三五六